第１５章の２ 避難設備の基準（危政令第２１条の２）
避難設備の技術上の基準（危省令第３８条の２）

１　避難設備の設置区分（危省令第３８条の２第１項）

区 分	製造所等の区分	施設規模等	誘導灯設置場所
避難設備（誘導灯）	給油取扱所	２階を危省令第２５条の４第１項第６号の用途に供するもの	① ２階から敷地外へ通じる出入口 ② ①に通じる通路、階段、出入口
		一方開放の屋内給油取扱所で、敷地外に直接通じる避難口が設けられ、壁等で区画された事務所等を有するもの	① 事務所等の出入口、避難口 ② ①に通じる通路、階段、出入口
－	上記以外のもの		

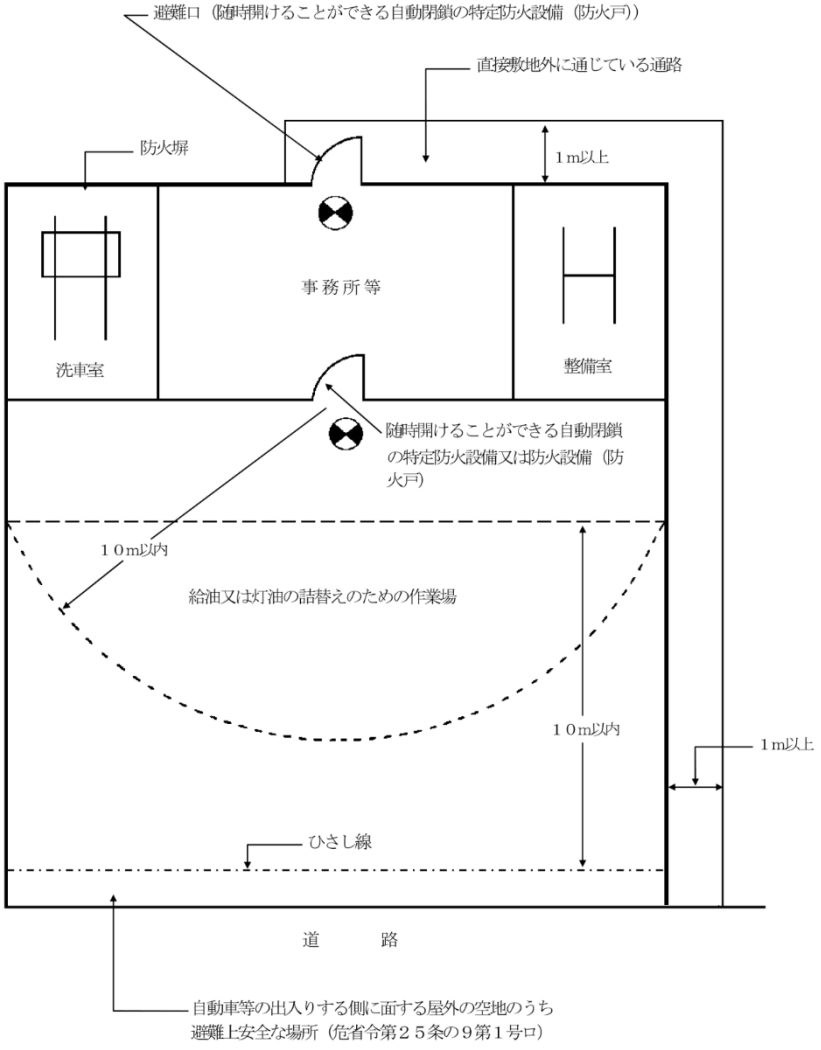
２　避難設備の技術基準（危省令第３８条の２第２項）

⑴　誘導灯には非常電源を附置すること。

⑵　誘導灯はＡ級、Ｂ級、Ｃ級のいずれの種類のものでも差し支えない。（平成元年消防危第 44 号）

⑶　その他、施行令第２６条第２項第１号、第２号及び第４号の例によること。

例図



誘導灯の位置